

従来、組合員にして失業したる場合、組合費の納入不可能になりたるため、自然組合員たる資格を失ふを例として居るが、これでは

- 一、有能なる組合員を組合中より失ひ、
- 二、その組合員が、次の職場に於いて、組合組織運動を行ふ場合にも、稍々もすれば組合との關係密接を缺く虞がある。

故に、左記條項を組合規約中に設定することの必要を感ずる、

「二ヶ年以上組合員タリシ者ニシテ、~~失業期間未だ再就職せず~~六ヶ月間ニ限り組合費ヲ免除スルコトアルベシ」
 失業期間未だ再就職せず六ヶ月間ニ限り組合費ヲ免

向、失業組合員の歸屬は組合本部とする。

二十六、切手制度採用に關する決議

提出 關東労働同盟會理事會

決議

本同盟加盟の各組合は會費領收切手を採用するものとす。従つて各組合員は、會費支拂後切手を受け之を會員證に貼付すべし。

理由

本同盟前年大會は切手採用を各組合に勧告したのであるが、本年大會に於ては右の如く決議し、各組合は事情に應じ速に實施し實効を上げんとするものである。

「二ヶ年以上組合員タリシ者ニシテ、失業期間未だ再就職せず六ヶ月間ニ限り組合費ヲ免除スルコトアルベシ」
 失業期間未だ再就職せず六ヶ月間ニ限り組合費ヲ免
 向、失業組合員の歸屬は組合本部とする。